

令和4年10月1日

日常生活支援総合事業の方(小郡市)(月額の利用料金+利用回数分の食材料費)

10円/単位

介護区分	基本単位数	加算単位数		介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等ベースアップ等支援加算	合計単位数	負担金額			食事の提供に要する費用 (法定外費用) 1回あたり
		運動器機能向上加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ					1割	2割	3割	
要支援1	1672	225	88	117	24	22	2148	2,148円	4,296円	6,444円	460円
要支援2	3428		176	226	46	42	4143	4,143円	8,286円	12,429円	

※ケアハウス小郡入居者の方は要支援1の方は376単位、要支援2の方は752単位の減額となります。(月額)

※利用者負担額は、利用区分に応じ介護保険の1割～3割と法定外費用の合計額になります。

※加算料金の「運動器機能向上加算」は、サービスを利用した場合に加算されます。

※介護職員処遇改善加算として(基本料金+加算料金)×5.9%、特定加算1.2%、介護職員等ベースアップ等支援加算1.1%が加算されます。(小数点以下は四捨五入)

上記の料金表は概算の為実際の請求額とは異なる場合があります。

※加算料金の「サービス提供体制強化加算」については、前年度の職員の状況により毎年4月に変更することがあります。

※生活保護受給者、原爆被害者の方の利用料金は、介護サービス費全額免除のため食材料費(1回460円)のみとなります。